

令和9年度に小学校入学予定児童の保護者様へ

## 裾野市就学援助制度(新入学児童生徒学用品費)についてのお知らせ

裾野市教育委員会教育総務課

### ●就学援助制度とは

経済的な理由により、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品や給食費などについて援助をする制度です。就学援助費のうち「新入学児童生徒学用品費」については、入学前に受給することができます。

### ●新入学児童生徒学用品費とは

小学校に入学する児童が通常必要とする学用品及び通学用品(ランドセル、体操服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き等)を購入するための費用です。

### ●新入学児童生徒学用品費の入学前支給を受けることができる方

以下(1)(2)すべての要件に該当し、教育委員会で認定された方です。

- (1) 令和9年1月1日時点で裾野市に在住の方
- (2) 下記の項目のいずれかに該当している方

A 次のいずれかの措置を受けている方。[ ]は提出書類

- ① 生活保護を受けていたが停止または廃止された。[生活保護廃止(停止)決定通知書の写し]
- ② 市民税の非課税・減免、個人の事業税の減免、固定資産税が減免されている。  
[非課税証明又は減免通知書の写し]
- ③ 国民年金の掛金が減免されている。[減免決定通知書の写し]
- ④ 国民健康保険税の減免または徴収の猶予を受けている。[減免・猶予決定通知書の写し]
- ⑤ 児童扶養手当の支給を受けている。[証書の写し]
- ⑥ 生活福祉金による貸付を受けている。[貸付決定通知書の写し]

B 上記以外の理由により、経済的に就学が困難な方。

### ●申請期間・方法

- ① 申請期間 令和8年10月13日(火)～10月30日(金)

※申請期間以降は受け付けられませんので、ご注意ください。

- ② 申請方法

**次の URL 又は二次元コードから申請フォームへアクセスしてください。**

※申込みには、以下の書類を申請フォームに添付する必要があります。

必要な書類を揃えたうえでお申込みください。

※スマートフォンで申込みいただく場合、途中セーブができないことがありますので  
ご注意ください。

URL : <https://logoform.jp/form/3FUc/1815101>

申請フォームは、令和8年10月13日から公開します。  
※それ以前にアクセスすることは、できません。



③ 提出書類

申請フォームにおいて、以下の資料を添付し、ご提出ください。

●上記（支給を受ける理由）に該当することを証明する書類（[ ]の書類）

●令和 7 年分の所得証明書（源泉徴収票又は確定申告書の写しでも可）同居家族全員分

※公的年金受給者の方も、所得証明書又は年金の源泉徴収票の提出が必要です。

※世帯が異なる場合でも、同居家族がいる時は世帯状況に氏名を記入し、源泉徴収票等を提出してください。

※既に就学援助を受けている兄弟が小中学校にいる場合は、添付不要となります。

※当該書類は、携帯電話の写真データを申請フォームに添付することができます。

写真データの場合は、文字がはっきりと読めるようにしてください。

●支給額・支給予定日等

支給額：64,300円

支給予定日：令和 9 年 2 月 5 日（金）

支給方法：保護者口座に直接振り込みます。

認定結果：令和 9 年 1 月上旬に認定・非認定についてお知らせします。

●注意事項

- ・今回、新入学児童生徒学用品費の支給を受けた場合でも、「令和 9 年度就学援助費」の支給を希望する場合は、入学後に再度申請が必要となります。

その場合、支給項目のうち、新入学児童生徒学用品費は支給対象ではありません。

- ・今回の新入学児童生徒学用品費の支給を受けた後、他市町に転出する場合は、転出先の市町に支給を行なった旨を通知します。
- ・今回申請をしない場合でも、4 月中に令和 9 年度の就学援助を申請し認定となった場合には、新入学児童生徒学用品費を 7 月末までに支給します。
- ・今回審査に用いるのは「令和 8 年度就学援助の基準」ですので、4 月以降の「令和 9 年度就学援助の基準」とは判定が変わる可能性があります。

申請書に虚偽の記載等があった場合は、認定を取り消し、援助費を返納いただくことがあります。

ご不明な点は、学校又は下記へお問合せください。

裾野市教育委員会 教育総務課 就学援助費担当

裾野市佐野 1059（市役所 3 階）

Tel 055-995-1837